毎週 火曜日・金曜日(祝祭日に当たるときは翌日発行) 発行人 大 分 県 編集 株佐伯コミュニケーションズ (定価

律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき面積の限度は、次のとおりである。 保安林の皆伐面積の限度の公表… 大分県告示第六百六十七号 水源かん養保安林 令和三伐採年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法 令和三年十二月一日 保 安 目 林 〇 告 種 示 玖日北番北大大別東西駅山 駅山 川 匠 海 野 分 府 国 国 館 国 館国 単位区域名 次 川部川川 川川 東東川川 地地地地地地地地地 示 地 地 大分県知事 区区 許可できる面積の限度 広 令 + 瀬 二月 和 (昭和二十六年法 (ヘクター 七一五・四四 七八九・一八 五三〇・五一 五二二・九〇 二一〇・五九 一八六・四六 七一 七三・七三 九七・七三 Н 年 〇・六六 ル 貞 (水曜日) 保健保安林 干害防備保安林 土砂流出防備保安林 防風保安林 土砂崩壊防備保安林 大大 玖日番北大大東西駅山 别 日番大 玖日北番北大大別東西 分分 川匠海野分府国国 珠田匠海野分国国館国 匠 分 Ш 上川部川川 南北 川部川川東東川川 ЛГ ДД 流地地地地地地地 部部 地 地 地 地 地 地 地 地 地 地 地 箇年 三万八千八百八十円) 地地 **ZZZZZZZZZ**Z X X X X X X X X X X 区区 区区区 一〇五・八四 二六・〇五 三五七・八〇 〇三· 九〇四 四八二 九二・五八一七・六四 三四・〇八 四・七二 〇 〇 〇 〇 〇 八 八 八 三四三 · 三・六六 四

令和三年十二月一 日

大分県報号外

(告示)